

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

（道路運送法の一部改正）

第四十四条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「第六十二条、第七十条第三号」を「第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）」に、「除く。」を「除く。以下この項において同じ。」、「前章」に、「の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が」を「は、第四章に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。第九十条第一項及び第二項において同じ。）が、それぞれその一部を」に改める。

第九十条第一項中「地方運輸局長は、」を「地方運輸局長が」に、「又は」を「若しくは」に、「ときは」を「とき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「取消しの処分」の下に「又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若し

くは登録の取消しの処分」を加える。

第九十五条の四中「、第六十二条」を削り、「（第九十二条）を「（同条）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 四 （略）

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることと

なるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなかったものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文（抄）

○ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）（第四十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県等の処理する事務等）</p> <p>第八十八条 第四章（第六十一条、第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）及び第七十五条を除く。以下この項において同じ。） 、前章及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、第四章に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあつては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。第九十条第一項及び第二項において同じ。）が、それぞれその一部を行うこととすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第九十条 地方運輸局長がその権限に属する旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするとき、又は都道府県知事若しくは市町村長がその権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にか</p>	<p>（都道府県の処理する事務等）</p> <p>第八十八条 第四章（第六十一条、第六十二条、第七十条第三号及び第七十五条を除く。）及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第九十条 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送の業務の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p>

かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消し若しくは自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分又は都道府県知事若しくは市町村長の権限に属する自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(申請書等の經由)

第九十五条の四 第四章(第六十一条及び第七十五条を除く。)及び第九十二条の規定による申請書その他の書類(同条の規定によるものについては、自動車道事業に係るものに限る。)で国土交通大臣に提出すべきものは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事及び地方運輸局長を經由して行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の取消し又は自家用有償旅客運送の業務の停止の命令若しくは登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 (略)

(申請書等の經由)

第九十五条の四 第四章(第六十一条、第六十二条及び第七十五条を除く。)及び第九十二条の規定による申請書その他の書類(第九十二条の規定によるものについては、自動車道事業に係るものに限る。)で国土交通大臣に提出すべきものは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事及び地方運輸局長を經由して行わなければならない。